

平成28年 第3回熊本市災害義援金配分委員会

日時：平成28年12月9日(金) 17時～
会議：委員4名出席（1名欠員・1名欠席）

【審議結果】

第3次配分

① 人的被害への追加配分

県の決定したとおり追加配分する。

- ・死亡者・・・総額102万円（+20万円）
- ・重傷者・・・総額10万2千円（+2万円）

② 一部損壊世帯への新規配分

県の基準とおり新たに配分する。

(1) 配分基準と配分額

住家が一部損壊の判定を受け、被災住宅の修理費用に100万円以上支出した世帯につき一律10万円

(2) 修理費用の対象範囲

日常生活に欠くことができない部分の修理とし、内装や外構のみの工事、家電製品の修理費等は除く

対象	第1～2次 計		第3次		配分基準額 (合計)	増減	
	県決定	市独自	県決定	市独自			
人的被害	死亡者	80万円	2万円	20万円	-	102万円	+20万円
	重傷者	8万円	2千円	2万円	-	10万2千円	+2万円
住家被害	全壊	80万円	2万円	-	-	82万円	-
	大規模半壊	40万円	1万円	-	-	41万円	-
	半壊			-	-	41万円	-
	一損（修理）	-	-	10万円	-	10万円	+10万円

今後の本市義援金の配分方針

○ 方針案

一部損壊に対して、市独自の配分基準を設定することとし、次回開催（12月26日）において配分基準を決定する。